

## 退職後の健診ってどうなる？



在職中は、共済組合の人間ドックや所属所の定期健康診断を受けていますが、退職後は健診が受けられますか？



退職後は、再就職の有無や勤務条件などにより加入する医療保険が変わってきます。退職後の医療保険によって、受けられる健診が異なりますので、次の表を参考にしてください！

退職後の医療保険		受けられる健診
公立学校共済組合 広島支部	組合員	在職中と同様（支部実施の生活習慣病予防健診（人間ドック）も対象）
	短期組合員	人間ドックまたは特定健康診査 （定期健康診断については、所属所に御確認ください。）
	任意継続組合員	<b>特定健康診査【無料】（年に1回受診できます）</b> ※7,000～8,000円相当の内容です。 ※勤務先等で健康診断を受けられる場合は勤務先等の健康診断を御利用ください。
	被扶養者	
国民健康保険 協会けんぽ など		再就職先または加入する健康保険組合で御確認ください。

広島県教育職員互助組合の退職医療制度に加入した場合、人間ドック助成事業があります。

任意継続組合員  
被扶養者

## 令和6年度特定健康診査の御案内

令和6年度も、40歳から74歳までの任意継続組合員及び被扶養者は、特定健康診査が無料で受診できます。対象者には7月上旬頃に自宅住所へ「特定健康診査受診券（セット券）」を送付します。

特定健診の受診方法は、「指定の医療（健診）機関で受診」する方法と「お住まいの市町の集団健診で受診」する方法があります。<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/tokutei/tokuteikensinjinusinkikan/index.html>

「特定健康診査」は

**無料**

で受診できます。

1年に1度

受診しましょう。



受診券の利用期限は

**令和7年3月31日**

です。

早めの受診をお願いします。

します。

お住まいの市町で

**がん検診**

を実施しています。

お住まいの市町へお問い合わせください。



- 市町によって、当支部組合員の被扶養者が受診できる日程や申込方法が異なりますので、お住まいの市町の広報等を御確認いただくか、各担当課へお問い合わせの上、申込みを行ってください。
- 受診券を事前に送付することもできます。事前送付を御希望の方は、支部まで御連絡ください（事前送付は4月以降になります。）。
- 公立学校共済組合員の資格を喪失した場合、喪失日以降「特定健康診査受診券（セット券）」は使用できません。